

学会発表のための研究費助成に関する細則

1. 兵庫教育大学言語表現学会会則第7条に基づき、本学会員の研究活動を支援するため、次の条件をすべて満たす個人に、学会発表に係る研究費を助成する。
 - ア 本学会の会員で、高等教育機関および研究機関等に常勤で勤務していないこと。
 - イ 本学会の研究発表会で発表したことのある者。
 - ウ 会費を完納していること。
 - エ 全国学会等（別途編集委員会で定める）で研究発表したことがプログラム等で確認できること（ファーストオーサーに限る）。
2. 補助する金額は、3万円を上限とし、旅費を対象とする。
3. 研究費の補助を受けようとする者は、別に定める申請書を電子メールで本学会事務局に提出するとともに、本人がファーストオーサーとして発表したことを確認できるプログラムまたは予稿集等（コピー可）を本学会事務局に普通郵便で送付するものとする。申請できる期間は、学会が開かれた翌年度の2月末までとする（3月に開催される学会も、必要書類を送付できれば申請可能）。
4. 採否の決定にあたっては、年間の総額を考慮して、編集委員会で審議するものとする。
5. 研究費の補助を受けた者は、翌年度には申請することができない。
6. 本細則の改正については、運営委員会の議を経るものとする。

＊本学の院生の場合、大学の研究助成金（学会発表奨励金）の受給を受けた者は、大学の研究助成金と同じ学会の同じ回での学会発表では申請できないものとする。

平成23(2011)年7月3日 総会制定

平成24(2012)年5月15日 運営委員会改正

令和元(2019)年11月20日 運営委員会改正

令和4(2022)年5月18日 運営委員会改正

令和7(2025)年5月14日 運営委員会改正